民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十三号

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十四号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十五号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。